

住宅用太陽光発電システム設置費補助制度を実施します

住宅用太陽光発電システムを設置する市民の方に、費用の一部を補助します。ただし、予算の範囲内での交付となりますので、補助金の合計額が予算の範囲を超えたときは申請の受付を中止させていただきます。詳細は環境課までお問い合わせください。

●**補助対象者** 補助金の交付を受けることができる方は、以下の要件をすべて満たす方です。

- ①市内に居住していること。(実績報告時において居住している場合を含む。)
- ②電灯契約を結んでいる個人であり、市内の住宅(店舗、事務所等との兼用は可とする。)に、システムを設置すること又は建売住宅供給者等から市内に、システム付住宅を購入すること。
- ③設置する住宅が、補助対象者の所有物でない場合は、書面による所有者の設置承諾を受けていること。
- ④市税の滞納がないこと。

●**補助金の額** 太陽電池の最大出力1kw当たり3万円(上限12万円)。1,000円未満の端数は切り捨て。

●**予算額** 1,080万円

●**申請受付** 4月1日(金)午前8時30分から

●**必要書類** ・システムの概要が確認できる書類・工事請負契約書の写し又はシステム付建売住宅売買契約書の写し ・市税の滞納がないことを証明する書類 ・住民票の写し ・設置承諾書 ・その他市長が必要と認める書類

●**申請先** 必要書類を添えて、環境課(国分寺庁舎2階)まで申請してください。

●**注意事項** ①必ず設置工事の着工前又はシステム付建売住宅の引渡し前に、補助金交付申請をして交付決定を受けてください。**交付決定前に工事に着工された場合又は引渡しを受けた場合は補助金の交付が受けられません。**

②工事完了日、建売住宅の引渡し日については、次のとおりです。

工事完了日	既築住宅	交付決定日から3か月以内または平成24年3月12日のいずれか早い日まで
	新築住宅	交付決定日から6か月以内または平成24年3月12日のいずれか早い日まで
建売住宅の引渡し日		交付決定日から3か月以内または平成24年3月12日のいずれか早い日まで

③実績報告書の提出期限は、システムの工事完了日又はシステム付建売住宅の引渡し日が完了した日から起算して、30日以内または平成24年3月23日のいずれか早い日までになります。



問い合わせ先 環境課 ☎40-5559

不用品リサイクル情報

市では、リサイクル社会の構築とごみの減量化のため、不用品リサイクルの情報を提供しています。あなたの《譲ります》《譲ってください》情報をお受けしていますので、希望される方は環境課までご連絡ください。

※市ホームページにてリサイクル情報の確認や登録ができますので、ご利用ください。

《譲ります》

・エレクトーン ・スキーキャリア ・ガスストーブ ・女兒用洋服 ・自転車(20インチ) ・布団上下セット ・幼児用自転車 ・版画用工具セット ・ブリタニカ英語教材 ・男性用靴 ・五月人形

《譲ってください》

・南河内第二中女子用制服(夏用・冬用)、体操着(M~L) ・南河内第二中男子用ブレザー、スラックス、上履き ・作新学院英進部男子制服、体操着、靴 ・宇都宮商業高校女子制服・ジャージ ・毛糸 ・自転車(26、27インチ) ・炊飯ジャー ・木製2段ベッド ・生ごみ処理機 ・ガス台 ・ミニコンボ ・チャイルドシート ・50ccバイク ・ピアノ ・トースター ・石油ストーブ